

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案要綱

第1 商法の一部改正

1 電子船荷証券記録に関する制度の創設

(1) 定義に関する規定の整備

イ 「電子船荷証券記録」の定義を、船荷証券に記載すべき事項を記録した電磁的記録のうち、特定の情報処理システムにおいて作成され、及び管理されたものであって、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる措置その他の当該電磁的記録が運送人又は船長の作成に係るものであることを確実に示すことができる措置として法務省令で定める措置がとられているものをいうものとする。(第七百七十一条第一号関係)

ロ 「電子船荷証券記録の支配」の定義を、情報処理システムにおいて、特定の者のみが電子船荷証券記録に記録されている運送品に係る権利を有する者として当該電子船荷証券記録を利用することができる状態にあることをいうものとし、「電子船荷証券記録の提供」の定義を、運送人若しくは船長又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者が、情報処理システムにおいて、その指定する者が当該権限を有する者となるようにするための措置として法務省令で定める措置をとることをいうものとする。(第七百七十一条第三号、第四号関係)

(2) 電子船荷証券記録の流通に関する規定の整備

イ 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の承諾を得て、電子船荷証券記録の提供をすることができるものとする。(第七百七十二条第一項関係)

ロ 電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れに関する効力要件等を定めるものとする。(第七百七十四条関係)

ハ 電子船荷証券記録上の権利を有する者は、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、電子船荷証券記録の提供を請求することができるものとする。(第七百七十六条第一項関係)

ニ 電子船荷証券記録につき、船荷証券に適用される民法及び商法の規定を準用する規定を設けるものとする。(第七百七十七条、第七百七十八条関係)

ホ 運送人又は船長は、船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者の承諾を得て、それぞれ船荷証券から電子船荷証券記録への転換又は電子船荷証券記録から船荷証券への転換をすることができるものとする。(第七百七十九条第一項、第七百八十条第一項関係)

2 電子倉荷証券記録及び電子複合運送証券記録に関する制度の創設

それぞれ前記1と同様の規定を設けるものとする。(第五百九十九条第二号、第四号、第五号、第六百十八条、第六百十九条、第六百二十一条第一項、第六百二十二条、第六百二十三条第一項、第六百二十四条第一項、第六百二十五条第一項、第七百八十一条第一号、第三号、第四号、第七百八十二条関係)

3 その他

その他関係規定の整備をする。

第2 国際海上物品運送法の一部改正

- 1 運送品の一部滅失等があった場合における荷受人等の運送人に対する通知について、電磁的方法によることができるものとする。（第七条第一項関係）
- 2 その他関係規定の整備をする。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）
- 2 所要の経過措置を定める。
- 3 その他関係法律について所要の改正を行う。